

平成21年生駒市教育委員会第8回定例会会議録

1 日 時 平成21年8月28日(金) 午後2時

2 場 所 生駒市役所 401・402会議室

3 審査事項

(1) 臨時代理につき承認を求めることについて

(平成21年生駒市議会(第5回)定例会提出議案の意見について)

(2) 平成21年度(平成20年度対象)生駒市教育委員会の活動の点検及び評価について

(3) 平成22年度使用中学校教科用図書採択について

4 出席委員

委員長 中井公人

委員 平本重次

委員(委員長職務代理者) 村田浩子

教育長

早川英雄

5 欠席委員 なし

6 事務局職員出席者

教育総務部長

大津輪 幹 夫

生涯学習部長

長 田 二 郎

教育総務課長

峯 島 妙

教育指導課長

西 井 久 之

人権教育課主幹

中 谷 博 明

学校給食センター所長

奥 谷 茂 治

生涯学習課長

奥 村 直 幸

中央公民館長

生 田 敏 史

芸術会館長

行 元 政 樹

南コミュニティセンター館長

上 埜 秀 樹

北コミュニティセンター館長

奥 田 好

図書会館副会館長

辻 中 昇

教育指導課課長補佐

井 上 廣

教育総務課庶務係長

松 田 悟

教育総務課(書記)

楠 下 崇 子

7 その他出席者

教科用図書採択選定委員会委員長

8 傍聴者 1名

午後 2 時 開会

○中井委員長：ただ今から、平成 21 年生駒市教育委員会第 8 回定例会を開催いたします。

~~~~~

○中井委員長：日程第 1、前回会議録の承認を議題といたします。

会議録につきましては、別紙のとおり調製しておりますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、別紙のとおり調製することに決定いたしました。ご署名をお願いいたします。

《 署名 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第 2、本日の定例会の会期及び会議時間の決定を議題といたします。

私から本日の定例会の会期は本日一日とし、会議時間を本日午後 2 時から午後 5 時までとすることを提案いたしますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、第 8 回定例会の会期は本日一日とし、会議時間を午後 2 時から午後 5 時までとすることに決定いたしました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第 3、諸般報告です。

9 月の行事予定ですが、教育総務部について、教育総務課、峯島課長、お願いします。

《 教育総務課長 報告 》

○中井委員長：生涯学習部について、生涯学習課、奥村課長、お願いします。

《 生涯学習課長 報告 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第 4、報告第 25 号、臨時代理につき承認を求めることについて（平成 21 年生駒市議会（第 5 回）定例会提出議案の意見について）を議題といたします。

まず、教育総務課、峯島課長から説明を受けます。

○峯島課長：生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第5条第2号の規定によりご報告申し上げます。

議案書1ページと、市議会の議案書の抜粋をご参照願います。

本件につきましては、9月市議会に提出する教育委員会に係る議案について、本来でしたら事前に教育委員会に議案として提出し、委員会のご意見を伺うべきところですが、教育委員会を開催するいとまがございましたので、臨時に代理いたしましたことを報告し、ご承認願うものでございます。

議案の詳細については、後ほど各担当から説明させていただきますが、既に昨日、議案説明会がございまして、生駒市議会は、9月8日から25日までの会期で行われ、15日に環境文教委員会が開催され、審議される予定でございます。

なお、教育委員会に係る議案は、「生駒市社会教育委員に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」「生駒市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について」「生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について」「小学校及び中学校情報教育用機器の取得について」でございまして、生涯学習部に係る条例改正が3件と、教育総務部教育総務課が所管する契約案件が1件の、計4件でございます。

それでは、順番が逆になりますが、まず教育総務課が所管いたします議案について、私からご説明いたします。続いて、生涯学習部所管分については、各担当からご説明させていただきます。

小学校及び中学校情報教育用機器の取得についてでございますが、本件につきましては、情報教育の環境整備を図るため、教育用及び校務用のパソコン等の情報関係機器の購入に伴うものでございます。

財源と致しましては、当初予算に計上いたしておりますものと、去る6月市議会で、国の経済危機対策に係ります補正予算をお願いしたものを合わせて執行するもので、平成16年、17年に購入いたしました生駒小学校、生駒台小学校、鹿ノ台小学校のコンピュータ室のパソコン計123台を更新いたします。

また、校内LAN用と致しまして、全小中学校分、計69台を配置いたします。

また、全小中学校の職員室に計83台を更新いたします。

これらを合わせましてパソコンの購入台数は275台となります。

この他に、パソコンに必要なプロジェクター、無線カード、アプリケーションソフト等についても購入いたします。

契約内容でございますが、8月24日に指名競争入札を行い、32,130,000円で、東大阪市の株式会社ライオン事務器と12月25日までの納期で契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○中井委員長：続きまして、生涯学習課、奥村課長お願いします。

○奥村課長：それでは、生涯学習課が所管いたします議案についてご説明いたします。

議案書の 1 ページをお願いいたします。

まず、生駒市社会教育委員に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてですが、本件につきましては、これまで審議会等で協議・検討されてこなかった南・北コミュニティセンターの事業計画や中央公民館と鹿ノ台公民館図書室の諸事業を含め、市内全ての社会教育施設における事業計画等を総合的に協議していただくため、公民館長の諮問機関であります公民館運営審議会と図書館長の諮問機関であります図書館協議会の 2 つの審議機関の機能を教育委員会の諮問機関であります社会教育委員に一元化し、より効果的・効率的に事業施策が推進されるよう、関係条例の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、第 1 条で社会教育委員の定数を現在の 10 人から 15 人以内に改正いたしますとともに、第 2 条で生駒市公民館条例の公民館運営審議会の規定を、第 3 条で生駒市図書館条例の図書館協議会の規定を削除するものでございます。

次に、生駒市公民館条例等の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。本件につきましては、生駒市社会教育施設使用料等見直し検討委員会の提言に基づきまして、施設使用料の適正化と利用の拡大を図るため、関係条例の改正を行うものでございます。

各施設の使用料につきましては、使用者が負担していただく経費と市が負担すべき経費を勘案した上で、1 m²・1 時間当たりの単価を統一し、面積に応じた使用料を設定させていただくとともに、使用時間区分につきましても利用実態に応じ、細分化させていただきました。

なお、ホール等で音響・照明等の操作が必要となる場合は、その経費を使用料に加算いたしております。

それでは、条例改正の内容につきまして、ご説明させていただきます。

今回の条例改正は、生駒市公民館条例、生駒市市民ホール条例、生駒市芸術会館条例、生駒市コミュニティセンター条例の一部改正で、各条例の別表の使用料改正が主なもので、この他にインターネット予約にも対応できるよう使用料徴収方法の改正と条文整理をさせていただくものでございます。

なお、この程の条例改正に伴いまして、各施設の付属設備使用料につきましては、規則で定めさせていただきたいと考えております。

また、付則におきまして、本条例の施行は公布の日からとするとともに、経過措置で、新料金の適用を平成 22 年 4 月 1 日以後の使用からとさせていただいております。

以上でございます。ご審議の程、どうぞよろしくお願いいたします。

○中井委員長：続きまして、生涯学習部、長田部長、お願いいたします。

○長田部長：スポーツ振興課が所管となります生駒市体育施設条例の一部を改正する条

例の制定につきまして、ご説明させていただきます。

この改正につきましては、生駒市社会教育施設使用料等見直し検討委員会の提言を受けまして、先ほど説明がありました文化施設同様、市内の体育施設につきましても使用料等を改正させていただきますとともに、現在建設中でございます井出山屋内温水プールについて、条例整備をさせていただきたく改正をするものでございます。

具体的な改正点といたしましては、まず1点目として使用料等見直し検討委員会の提言に基づき、体育館、グラウンド、テニスコートの使用区分、使用時間及び使用料の改正がでございます。

2点目に、受益者負担の公平性の観点と他の施設との整合性から、これまで使用料が無料であったグラウンド（イモ山公園、むかいやま公園、総合公園、小平尾南、健民運動場）と総合公園相撲場についても有料化といたします。

3点目に、奈良県生駒健民運動場を生駒市健民グラウンドに名称変更するとともに、健民運動場の有料化に伴い、健民運動場内にありますテニスコートを生駒市健民テニスコートとして体育施設条例へ規定し、これまで無料でしたが使用料を設定いたします。

4点目として、井出山屋内温水プールを体育施設条例へ規定するとともに、使用料を設定いたします。

なお、井出山体育施設（井出山体育館、井出山グラウンド、浄化センターテニスコート及び井出山屋内温水プール）は、新プールの指定管理者候補者に一括で指定管理させるために利用料金対象施設と位置づけ、利用料金制を採用いたします。

最後に、施設の附属設備使用料については、これまで条例で定めておりましたが、他市の状況も踏まえ、規則への委任により、規則で定めるようにいたします。

なお、この料金等の改定につきましては、平成22年4月1日以後の使用分からでございますが、使用申込や使用許可の関係から、施行日は、公布の日、平成22年4月1日、教育委員会規則で定める日からの3種類に分かれているところでございます。

以上が改正内容でございます。よろしくお願いいたします。

○中井委員長：ただ今ご報告いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

○村田委員：情報教育用機器の購入について、先ほどの説明では平成16年及び17年のパソコンが入れ替え対象になるということでしたが、その年代のものが最も古いという理由でしょうか。

○峯島課長：パソコンについては、一斉にというわけにはいきませんので、これまでも5～6年をめぐりに各学校分を計画的に買い換えておりまして、今回は、平成16年と17年のものが対象となりました。なお、今回は、もともと今年度に計画していた分とあわせて、国のICTの補正予算措置により、来年度に予定していた分も前倒しして実施いたします。

○平本委員：社会教育施設と体育施設の利用率については、使用団体、使用人数等も考えての設定だと思いますが、施設はメンテナンスも必要ですし、どのように考えて算出されましたか。

○長田部長：検討委員会で協議した結果、金額の設定方法としては、各施設の維持管理費の合計を施設の専有面積と使用可能時間数で割っております。維持管理費の詳細ですが、人件費、委託費（施設総合管理費）、光熱水費、減価償却費、土地賃借料がございまして、 $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間}$ 当たりの単価を算出して、基準原価として使用料を設定する方法が民間の手法ということでございます。しかし、公共施設ですので、人件費及び建物の減価償却費は除き、これ以外を受益者負担として考え、負担率を全体の47%としたうえで、面積に応じて決めさせていただきました。

○中井委員長：使用料の改正については、たいへんな作業で、多大な労力が必要だったと思います。市民の方々に気持ちよく使ってもらうことが大原則ですので、検討委員会の提言を踏まえながら、不公平が出ないように考えて設定していただきよかったと思います。

それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第4、報告第25号、臨時代理につき承認を求めることについて（平成21年生駒市議会（第5回）定例会提出議案の意見について）は、報告のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第5、報告第26号、平成21年度（平成20年度対象）生駒市教育委員会の活動の点検及び評価についてを議題といたします。

教育総務課、峯島課長から説明を受けます。

○峯島課長：生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第6条第5号の規定によりご説明いたします。

本件につきましては、6月定例会で、教育委員会として自己点検を行っていただいたところですが、8月11日付けで、外部委員の点検評価委員の方々から意見書の提出があり、このたび議会や市民へ公表する最終版として製本いたしましたので、ご報告するものでございます。

なお、今後のスケジュールとしては、本日ご承認いただきましたら速やかに9月市議会へ提出したいと考えており、取扱といたしましては、教育委員会からの報告として本会議の諸般報告の中で報告され、決算特別委員会の資料等にもなるかと考えております。

また、市民の皆様には、今後ホームページ等で公表したいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、何かご質問、ご意見等ございませんか。

私も、評価委員さんからの意見書を読ませていただきましたが、まず改めて、各担当課で様々な事業を実施していただいていることや、関係機関との連携を深めながら取り組んでいただいていることに、お礼を申し上げます。

評価委員さんからの意見書の中では、昨年に引き続き教育委員の欠員の問題や、30人学級の対象学年の拡大など、これまで懸念してきたことが書かれており、私も同じ思いをもっています。

一方で、幼稚園の3歳児全員受入れ、30人学級の実施、食育への積極的な取り組み、人権教育の充実、生涯学習まちづくり人材バンクの活用、文化財保護など、多くの事業について良い評価をしてもらい、嬉しく感じました。また、最後の図書館の項目では、読書指導セットを評価するとともに、今後、これらをどのように活用していくかが課題となるだろうとのコメントをいただきました。私自身も、これまでの実績と評価をしっかり反芻しながら、今後は反省すべきところは反省し、また、事務局にお願いすべきところはお願いし、生駒市の教育をより良いものにしていきたいと考えています。

事務局の皆さんには、引き続き積極的に各事業に取り組んでいただくとともに、30人学級の他学年への実施等、前向きに検討すべき課題は、実施する方向で考えていただきたいと思います。

○大津輪部長：教育委員の欠員については、教育長からも市長にお願いをしてもらっているところですが、その職責の重さから慎重に人選していただいているところであり、あくまでも市長からの選任ということですので、ご理解いただきたいと思います。

また、30人学級の件については教育委員会だけで進めてきたものではなく、これまで、子どもたちの確かな学力育成のための検討委員会からの答申を受けて取り組んでおりますし、財源や人材の問題もありますので、より慎重に検討したうえで進めていきたいと考えております。

○早川教育長：30人学級については、先ほど部長が申し上げたように対象学年を広げていくとなると大きな課題があることから、説得力のある納得のいく説明が必要になると考えています。学校現場では、今年度、実施から2年目の学校もありますが施設の関係から3校は初年度となりますので、校長と担任から報告書を提出してもらいデータの集約に努めているところです。また、子どもたちの確かな学力育成のための検討委員会は、今年度も公募委員を2名選出し、テーマを30人学級の今後に絞って、10月初旬には第1回の会議を開催したいと考えております。

○中井委員長：わかりました。それでは、本案につきましては原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって、日程第5、報告第26号、平成21年度（平成20年度対象）生駒市教育委員会の活動の点検及び評価については、報告のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○中井委員長：それではここで、暫時休憩とします。

~~~~~

○中井委員長：ただ今より、再開いたします。

日程第6、平成22年度使用中学校教科用図書の採択についてを議題といたします。

本件につきましては、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第2条第9号の規定に基づき審議を願うものであります。

なお、本日の会議には、6月に教科用図書選定委員会を設置し、調査研究を重ねてきました選定委員会委員長の出席を求めていますので、ご了承の程、お願いいたします。

さて、平成22年度使用中学校教科用図書ですが、内容については平成17年度使用中学校教科用図書採択の際の図書と同一であり、平成21年5月7日付け教学第116号、奈良県教育委員会事務局からの通知「平成22年度使用教科書の採択事務処理について」においては、「社会（歴史的分野）以外に新たに文部科学大臣の検定を経たものがないことに鑑み、社会（歴史的分野）以外の種目については、採択権者がそれぞれの地域の生徒にとって最も適した教科書を採択する責任を果たしつつ、前回の採択替えにおいて用いた調査資料を適宜利用するなど、採択手続きの一部を簡略化することも可能である。」としています。

そこで本市では、今回の調査研究は、社会（歴史的分野）のみの教科用図書調査研究委員会を設置し、調査研究報告書を作成するとともに、それ以外の教科用図書調査研究委員会を省略し、前回採択時に作成した調査報告をもとに平成21年度生駒市教科用図書選定委員会を開催し、検討・協議した結果を調査報告として答申していただきました。この中には、各中学校に現在使用している教科用図書についての評価を調査したものも含まれています。この調査報告書は過日各教育委員に送付されて、目を通していただいたところであります。なお、教科書センター訪問者の意見等については、ほとんどなかったと報告を受けています。

それではこれらのことを基に、11種目の教科書と特別支援学級が使用する教科書の採択について、個々に審議を行います。

なお、本件については、自由闊達に忌憚のないご意見をいただき、公正な採択を行うため、これ以後の会議の記録は、各書籍の意見について発言者の名前を伏せて作成してもらいたいと思いますが、いかがですか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。

それでは、まず、国語科から始めます。

国語科は、発行者番号 2 東京書籍、1 1 学校図書、1 5 三省堂、1 7 教育出版、3 8 光村図書出版の 5 社の中から 1 社を採択すべく、審議をお願いします。

ご意見等ございませんか。

○委員：いずれの教科書も発展的な学習ができるように配慮されています。特に、口絵の写真や本文中の写真については、東京書籍と三省堂や光村図書が、教科書への親しみを持たせるよう工夫しています。また、光村図書は巻末に新出漢字を学習順に示しています。

三省堂や光村図書では説明文、記録文、手紙文、報告文、体験文、意見文の書き方などについて詳しくとりあげ、自分の考えを自由に表現するだけでなく、自分が伝える内容により、読み手にわかりやすいように伝えるにはどのような表現方法がいいのかを学ぶことができる構成になっていると思います。

○委員：東京書籍と三省堂、光村図書がより適しているというお考えのようですが、私も最初に 5 社を比較した時に、同じ意見でした。最近、音読の大切さが言われており、中でも光村図書は、「枕草子」や「平家物語」などの冒頭部分を掲載し、古典文学を音読から導入している点がよいと思います。また、古典教材のはじめに折り込みのカラー口絵を設け、視覚的にも古典へのあこがれを誘い、生徒の興味・関心を高めるよう工夫されています。私は光村図書を使ってもらいたいと思います。

○中井委員長：国語については、光村図書を採択するご意見が多かったようです。それでは、お諮りします。国語科の教科書として、光村図書を採択することにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議がないようですので、国語科の教科書として、光村図書を採択することに決しました。

続きまして、書写です。

書写は、発行者番号、2 東京書籍、1 1 学校図書、1 5 三省堂、1 7 教育出版、3 8 光村図書出版、1 1 6 日本文教出版の 6 社の中から 1 社を採択すべく、審議を願います。

ご意見等ございませんか。

○委員：楷書と行書のそれぞれの基本となる文字において、実際の半紙大の手本と同じ大きさになるよう見開きで表示されているのは、東京書籍と学校図書の 2 社です。

また、筆順の決まりが説明されているのは、東京書籍と光村図書です。

○委員：東京書籍は、「用具・用材の扱い方」のところで、「置き方にどんな工夫があるだろう。」と生徒に考えさせる呼びかけがあります。指導者が、全体の文字の配置と文鎮の置き方について考えさせることにより、生徒は、文鎮の置き方を工夫して、文字のバランスを意識した書き方ができるのではないのでしょうか。また、目標と学習内容、評価を一体のものとして捉えていると思います。見開きが半紙大の手本になっている場合は、上に目標を書き、下には、学習の進め方を記載して工夫をしていますし、私としては、子どもたちには東京書籍の教科書で学んでもらいたいと思います。

○中井委員長：書写については、東京書籍を採択するご意見が多いようです。それでは、お諮りします。書写の教科書として、東京書籍を採択することにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議がないようですので、書写の教科書として、東京書籍を採択することに決しました。

続きまして、社会（地理的分野）です。

社会（地理的分野）は、発行者番号、2 東京書籍、1 7 教育出版、4 6 帝国書院、1 1 6 日本文教出版、同じく 1 1 6 日本文教出版（旧大阪書籍版）の 5 社の中から 1 社を採択すべく、審議を願います。

ご意見等ございませんか。

○委員：全体的に各社とも必要な資料をそろえて見やすく工夫していると思いますが、「統計資料」・「写真挿絵」・「地図」について総合的に見ると、東京書籍、帝国書院、日本文教出版（旧大阪書籍版）が優れていると思います。

○委員：取り上げる地域も大切です。今の国際社会を考えると、アメリカ・中国を中心に上げてほしいと思いますし、地域性という観点から考えると、都道府県ではやはり奈良県が一番望ましいですが、少なくとも近畿地方の身近な府県を一つでも取り上げている方がよいと思います。内容面・見やすさ・今日的課題の扱い・情報資料等から総合的に判断して、関西文化学術研究都市を取り上げている日本文教出版（旧大阪書籍版）がよいのではないのでしょうか。

○中井委員長：社会（地理的分野）については、日本文教出版（旧大阪書籍版）を採択するご意見が多いようです。

お諮りします。社会（地理的分野）の教科書として、日本文教出版（旧大阪書籍版）を採択することにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議がないようですので、社会（地理的分野）の教科書として、日本文教出版（旧大阪書籍版）を採択することに決しました。

続きまして、社会（歴史的分野）です。

社会（歴史的分野）は、発行者番号、2 東京書籍、1 7 教育出版、3 5 清水書院、4 6 帝国書院、1 1 6 日本文教出版、同じく 1 1 6 日本文教出版（旧大阪書籍版）、2 1 5 扶桑社、2 2 5 自由社の 8 社の中から 1 社を採択すべく、審議を願います。

ご意見等ございませんか。

○委員：現在、歴史教科書については、さまざまな意見がありますが、全ての教科書が検定を通過しているのですから、その認識のもとで先入観等のない状態で、選定審議を行いたいと思います。

歴史学習では、主体的に学ぶ姿勢を大切にしたいと考えますが、調査研究報告を見ると、東京書籍の「深めよう」や日本文教出版（旧大阪書籍版）の「チャレンジ学習」をはじめとして、各社とも工夫しています。また、各社とも索引でも、人名と事項を分けるなどの工夫があり、その中で、ふりがなをふっているのが日本文教出版（旧大阪書籍版）と日本文教出版です。

○委員：年表の扱いについては、教科書中央部に配置したり、巻末に配置したり、また、折り込みを少なくする工夫などがされています。年表は、その時代の学習を全体の流れや動きの中に位置づける意識を持たせる上でとても大切です。その意味からも、縦書きで左から右側に流れる折り込みの連続性のある年表を使わせたいと思います。東京書籍や日本文教出版（旧大阪書籍版）、帝国書院がそうっており、中でも海外の交流表示の工夫がある帝国書院と、人類のあゆみや時代を追った人口が表示されている日本文教出版（旧大阪書籍版）がよいと感じました。

また、歴史は人間尊重や人権という観点からも考えながら学んでもらいたいので、女性の自立や男女平等などを扱っている日本文教出版（旧大阪書籍版）がよいと思います。

○委員：生徒の使いやすさという点から見ると、各社とも索引の扱いについて、人名と事項を分けるなどの工夫が見られ、その中で、ふりがなをふってあるのが日本文教出版（旧大阪書籍版）と日本文教出版です。ふりがなをふることについては、考え方が色々あるとは思いますが、歴史が苦手な生徒にとっては親切だと思います。

○中井委員長：社会（歴史的分野）については、日本文教出版（旧大阪書籍版）を推すご意見が多いようです。それでは、お諮りします。社会（歴史的分野）の教科書として、日本文教出版（旧大阪書籍版）を採択することにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議がないようですので、社会（歴史的分野）の教科書として、日本文教出版（旧大阪書籍版）を採択することに決しました。

続きまして、社会（公民的分野）です。

社会（公民的分野）は、発行者番号、2 東京書籍、1 7 教育出版、3 5 清水書院、4 6 帝国書院、1 1 6 日本文教出版、同じく 1 1 6 日本文教出版（旧大阪書籍版）、2 1 5 扶桑社の 7 社の中から 1 社を採択すべく、審議を願います。

ご意見等ございませんか。

○委員：生徒たちが生活している現代社会においては、自分で調べ、自分で資料を集めて理解を深めていくことが重要です。日本文教出版（旧大阪書籍版）、帝国書院、日本文教出版の教科書には「やってみよう」というコーナーがあり、裁判の傍聴、会社づくりのプラン作成などに具体的に取り組みながら学習を深めるようになっています。

○委員：各社十分研究して資料をそろえています。一番豊富に資料をそろえているのは、日本文教出版（旧大阪書籍版）であるように思います。また、「ネット社会の問題点」「消費者金融」など具体的な事例を取り上げて学習を深化する題材が多く取り上げられており、そういう面から言えば日本文教出版（旧大阪書籍版）の教科書がもっとも充実しているといえます。

○中井委員長：社会（公民的分野）については、日本文教出版（旧大阪書籍版）がよいとするご意見が多いようです。それでは、お諮りします。社会（公民的分野）の教科書として、日本文教出版（旧大阪書籍版）を採択することにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議がないようですので、社会（公民的分野）の教科書として、日本文教出版（旧大阪書籍版）を採択することに決しました。

続きまして、地図です。

地図は、発行者番号、2 東京書籍、4 6 帝国書院の 2 社の中から 1 社を採択すべく、審議を願います。

ご意見等ございませんか。

○委員：社会科の学習は現在、暗記中心の学習から、社会的事象や地域的な特色、また、他地域との関係を地図や地球儀、その他の資料等を活用して学習することに重きを置くようになってきています。2 冊とも、アジアやアフリカなど世界の地域の地図に、地球儀の図を使い、そのページの範囲を入れていて、全体からみたその地域の位置関係を知るようになっていてとても良い方法だと思います。

○委員：その地球儀の図については、帝国書院の方が、ほとんどのページに表されています。また、朝鮮半島については、帝国書院の方が、大きくて、北九州との関係もよく分かるのではないかと感じますし、大陸から日本を見渡す地図はよく考えられていると思いました。

さらに、地域性という視点から見た場合、日本の飛鳥時代から奈良時代にかけての奈良の地図や資料を比較すると、帝国書院は、法隆寺や明日香村の写真を掲載しており、子どもたちにとっては、親しみやすいのではないのでしょうか。

○中井委員長：地図については、帝国書院がよいとするご意見をいただきました。お諮りします。地図の教科書として、帝国書院を採択することにご異議ございませんか。

#### 《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議がないようですので、地図の教科書として、帝国書院を採択することに決しました。

続きまして、数学です。

数学は、発行者番号、2 東京書籍、4 大日本図書、1 1 学校図書、1 7 教育出版、6 1 新興出版社啓林館（楽しさひろがる数学）、同じく 6 1 新興出版社啓林館（未来へひろがる数学）、1 1 6 日本文教出版（旧大阪書籍）の 7 社の中から 1 社を採択すべく、審議を願います。

ご意見等ございませんか。

○委員：自己評価をしながら学習を進めていく中で、知識理解や表現、数学的な考え方の観点が示されている日本文教出版（旧大阪書籍版）、学校図書、教育出版の教科書に注目しました。観点別能力について自己診断ができるため、より主体的な学習を進めていくことが可能になると思います。

その中で、特に日本文教出版（旧大阪書籍版）は、「章のたしかめ」の問題でつまずいたとき、次のページにある「ふりかえろう」の問題をすることによって、つまずき解決の糸口がつかめるようになっていっているところがいいと思います。

○委員：日本文教出版（旧大阪書籍版）は 4 つの乗法公式の理解に 5 ページを充て、丁寧に取り上げています。新しい単元の最初の導入部分では、調査報告書にもあるとおり、各社ともそれぞれ工夫がありますが、他の教科書と比べても、日本文教出版（旧大阪書籍版）はよく考えられて作られていると思いました。

○中井委員長：数学については、日本文教出版（旧大阪書籍版）がよいとするご意見のようです。

それでは、お諮りします。数学の教科書として、日本文教出版（旧大阪書籍版）を採

択することにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議がないようですので、数学の教科書として、日本文教出版（旧大阪書籍版）を採択することに決しました。

続きまして、理科（第一分野）です。

理科（第一分野）は、発行者番号、2 東京書籍、4 大日本図書、11 学校図書、17 教育出版、61 新興出版社啓林館の5社の中から1社を採択すべく、審議を願います。

ご意見等ございませんか。

○委員：啓林館の教科書は写真がひときわ大きく目を引きました。実際に他社のものと比べてみると、啓林館の教科書だけが横のサイズが大きいことに気がつきます。サイズを大きくすることで図や写真も大きく示すことができているし、この教科書は図や写真を実験の流れの中で示しており、生徒が考え方として理解するのではなく、実際にその流れに沿って活動できるようになっているという点で生徒には分かりやすいと思います。

○委員：東京書籍の教科書は上巻の最初に5ページを割いて「疑問を持つこと」から「レポート作成、発表、討論」までの学習の流れを大きく示しています。

一方、啓林館の教科書は、結果を整理する表を示しており、そのあとに実験結果から考察すべき課題を示し、一連の指示に従ってレポートを作成することができるようになっています。さらにその次のページを開くとレポートの見本が示されています。啓林館の方は、実験や観察をして、そこからレポート作成までの基本をもっともしっかりと指導する内容になっていると思います。

○中井委員長：理科（第一分野）については、啓林館がよいとするご意見ですが、それでは、お諮りします。理科（第一分野）の教科書として、啓林館を採択することにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議がないようですので、理科（第一分野）の教科書として、啓林館を採択することに決しました。

続きまして、理科（第二分野）です。

理科（第二分野）は、発行者番号、2 東京書籍、4 大日本図書、11 学校図書、17 教育出版、61 新興出版社啓林館の5社の中から1社を採択すべく、審議を願います。

ご意見等ございませんか。

○委員：観察や実験をして、そこからレポート作成までの基本を指導するという点でも、レポートの書き方を観察や実験といっしょに詳細に示すなど第一分野の教科書と同じ流れで作られており、啓林館の教科書がもっともしっかりした内容になっていると思いました。

また、東京書籍の教科書は、単元の最後に「確かめと応用」というページが設けられ、問題に答えながら単元の学習のまとめができるようになっているところがいいと思いました。

○委員：大日本図書の教科書には「やってみよう」というコーナーがあり、補充的な学習に取り組めるようになっています。

啓林館の教科書では巻末に「どちらか選んでやってみましょう」として「しっかり知りたい」「もっと知りたい」という2つが示されています。生徒が自主的に補充的な学習内容と発展的な学習内容を選んで取り組むことができるという点では啓林館がよいのではないのでしょうか。

○中井委員長：理科（第二分野）については、啓林館がよいとするご意見が多いようです。

それでは、お諮りします。理科（第二分野）の教科書として、啓林館を採択することにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議がないようですので、理科（第二分野）の教科書として、啓林館を採択することに決しました。

続きまして、音楽（一般）です。

音楽科は、発行者番号、17教育出版、27教育芸術社の2社の中から1社を採択すべく、審議を願います。

ご意見等ございませんか。

○委員：教育芸術社の教科書は、曲名の上に活動のめあてが書かれていたり、目次に「音楽マップ」が掲載されていたりして、生徒にわかりやすく系統的な学習が進められるように配慮されています。

また、長く歌い継がれてきた日本の歌を各学年に「心の歌」と題して、作詞者あるいは作曲者の言葉などの資料とともに掲載しています。これらの歌は、世代を超えた人々と心情を通わせながら歌うことができるのではないかと思います。

○委員：2社ともわが国の民謡や芸能についても数多くとりあげ、地方文化の多様性を学ぶことができるようになっています。ただ、近畿に関してみると、教育出版は大阪府の天神祭りを紹介しているだけですが、教育芸術社は天神祭りで演奏される「催（もよ

おし)太鼓」と京都府の「祇園ばやし」を取り上げている点で子どもたちに身近なものとして理解しやすいのではないかと思います。

○中井委員長：音楽（一般）については、教育芸術社がよいとするご意見が多いようです。

それでは、お諮りします。音楽（一般）の教科書として、教育芸術社を採択することにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議がないようですので、音楽（一般）の教科書として、教育芸術社を採択することに決しました。

続きまして、音楽（器楽合奏）です。

音楽（器楽合奏）は、発行者番号、17教育出版、27教育芸術社の2社の中から1社を採択すべく、審議を願います。

ご意見等ございませんか。

○委員：どちらの教科書も、和楽器を紹介しており、弦楽器として箏（そう）と三味線、管楽器として篠笛（しのぶえ）と尺八、打楽器として和太鼓を取り上げ、楽器の説明や奏法などを、生徒が興味・関心を持って取り組めるように配慮されていると思います。

特に、教育芸術社の方は、「和楽器こぼれ話」等のコラムを設け、和楽器を身近に感じられるような話題を提供しているところがよいと思いました。

○委員：コンピュータが普及し、楽しく作曲や編曲ができるようになりましたが、教育芸術社は、巻末資料に「デスクトップミュージックの楽しみ」を掲載し、授業で取り組めるように具体的な活動例を示していてよいと思います。

○中井委員長：音楽（器楽）については、教育芸術社がよいとするご意見が多いようです。

それでは、お諮りします。音楽（器楽合奏）の教科書として、教育芸術社を採択することにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議がないようですので、音楽（器楽合奏）の教科書として、教育芸術社を採択することに決しました。

続きまして、美術です。

美術は、発行者番号、9開隆堂出版、38光村出版、116日本文教出版の3社の中から1社を採択すべく、審議を願います。

ご意見等ございませんか。

○委員：美術の教科書は、写真や図は取り扱う学習内容そのものであるともいえます。写真や図がわかりやすい、またレイアウトも工夫があるという点で開隆堂出版と日本文教出版の教科書がよいのではないのでしょうか。

○委員：特徴的な教材としては、開隆堂出版のファッションデザインや和菓子、光村図書の報道写真やイラストマップなどが挙げられます。作品や作家についての解説はどの教科書にも載っていますが、その中で、日本文教出版の教科書では映像表現の教材としてテレビのコマーシャルを取り上げ、制作スタッフの言葉をいっしょに掲載しています。こういう部分を見ると、やはり制作者自らの言葉には重みがあると感じます。この点では、開隆堂出版の教科書は全編に渡って、生徒作品も含め、作者の言葉が載っていて、よいと感じました。

○中井委員長：美術については、開隆堂出版がよいとするご意見が多いようです。

それでは、お諮りします。美術の教科書として、開隆堂出版を採択することにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議がないようですので、美術の教科書として、開隆堂出版を採択することに決しました。

続きまして、保健体育です。

保健体育は、発行者番号、2 東京書籍、4 大日本図書、197 学研教育みらいの3社の中から1社を採択すべく、審議を願います。

ご意見等ございませんか。

○委員：学研教育みらいと大日本図書では、各章の最初に学習する見通しや課題をはっきり示し、そして単元の始めに学習する課題を示しています。また、単元中に調べ学習や話し合い学習ができるように、設問を設けて生徒の学習意欲を高めるよう工夫されており、学習を進める中で理解したことがより定着するのではないかと感じました。

○委員：学研教育みらいの教科書は、章の最後で今まで学習した内容を振り返る項目や自己評価を行う設問を設けており、学習の定着の状況を確認することができるようになっていて、授業の流れとしても整理されているのではないのでしょうか。

○中井委員長：保健体育については、学研教育みらいがよいとするご意見が多いようです。

それでは、お諮りします。保健体育の教科書として、学研教育みらいを採択することにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議がないようですので、保健体育の教科書として、学研教育みらいを採択することに決しました。

続きまして、技術・家庭（技術分野）です。

技術・家庭（技術分野）は、発行者番号、2 東京書籍、9 開隆堂出版の2社の中から1社を採択すべく、審議を願います。

ご意見等ございませんか。

○委員：東京書籍の教科書では、教科書の左右の端に比較的大きな文字で、ときには図も使いながら解説しているのに対し、開隆堂の教科書では本文の下に非常に小さい文字で示しています。この点において、生徒にとって読みやすくわかりやすいのは東京書籍の教科書だと思います。

○委員：東京書籍は課題が具体的で、与えられた課題に対して記号で答えるなど生徒にとって取り組みやすいものになっています。その次に「やってみよう！」という補充的な学習課題を具体的に与え、さらに「生活にいかそう！」という発展的な課題が示されている点がよいと思いました。

○中井委員長：技術・家庭（技術分野）については、東京書籍がよいとするご意見が多いようです。

それでは、お諮りします。技術・家庭（技術分野）の教科書として、東京書籍を採択することにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議がないようですので、技術・家庭（技術分野）の教科書として、東京書籍を採択することに決しました。

続きまして、技術・家庭（家庭分野）です。

技術・家庭（家庭分野）は、発行者番号、2 東京書籍、9 開隆堂出版の2社の中から1社を採択すべく、審議を願います。

ご意見等ございませんか。

○委員：東京書籍は「自立と共生」「循環型社会」の2つの柱をテーマとして絵や写真で表しています。開隆堂出版も同じように人やもの、環境（自然）との共生の視点を基本として、「共に支え合う」「循環型社会の形成」の2つの柱をテーマにしていますが、現代社会が抱える課題が写真と文とで明確に示されているように感じました。

○委員：私も開隆堂出版は、学習しやすいように生徒の意欲を高めていくような投げかけをしているように感じました。また、本文では読みやすい字体が採用され、挿し絵では案内役としてキャラクターを登場させることで親近感を持たせています。

○中井委員長：技術・家庭（家庭分野）については、開隆堂出版がよいとするご意見が多いようです。

それでは、お諮りします。技術・家庭（家庭分野）の教科書として、開隆堂出版を採択することにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議がないようですので、技術・家庭（家庭分野）の教科書として、開隆堂出版を採択することに決しました。

続きまして、英語です。

英語は、発行者番号、2 東京書籍、9 開隆堂、11 学校図書、15 三省堂、17 教育出版、38 光村図書の6社の中から1社を採択すべく、審議を願います。

ご意見等ございませんか。

○委員：東京書籍と三省堂の教科書では、学年のレベルに合わせた英語で導入文が書かれ、いっしょに掲載された写真を利用して最初の活動をするように構成されています。英語で話すときは英語で考えるので、このような方法で学習をはじめるのは生徒にとって非常によいと思います。特に、三省堂の教科書では導入ページが印象的な大きな1枚の写真や色鮮やかな図と写真で構成されていて、導入にあたっての2～3の質問と組み合わせる写真や図を非常に重要視していると感じました。

○委員：最初に教科書を見たとき、三省堂の「聞いてみよう、話してみよう」というコーナーがとても分かりやすく感じました。英語が苦手な子どもにとっても学習しやすいのではないのでしょうか。また、三省堂の教科書は聞く、話すといった活動を集中して扱っていて、もっともバランスがよいと思います。

○中井委員長：英語については、三省堂がよいとするご意見が多いようです。

それでは、お諮りします。英語の教科書として、三省堂を採択することにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議がないようですので、英語の教科書として、三省堂を採択することに決しました。

最後に、特別支援学級で使用する教科書についてです。調査研究については、選定委

員長から説明を受けます。

○選定委員長：ご説明いたします。特別支援学級で使用する教科書は、県立教育研究所だけに展示されているため、選定委員を県立教育研究所に派遣し、文部科学省本や学校教育法第107条の規定による本について、調査研究を行いました。

その結果、選定委員会では、各校の特別支援教育に在籍する生徒は、障害の種別及び程度や発達の度合いが様々であり、生徒によっては、個別指導を受けながら交流学級（通常学級）で学習する場合があります。

さらに、保護者の願いや希望も生徒の様態により様々です。

したがって、生徒が在籍する当該学年の各種目ごとに採択された教科書を、生徒の実態に合わせて使用することが望ましいと考えます。

○中井委員長：お諮りいたします。特別支援学級で使用する教科書につきましては、只今、選定委員長から説明を受けたとおり、生徒が在籍する当該学年の各種目ごとに採択された教科書を生徒の実態に合わせて使用することに、ご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議がないようでございますので、特別支援学級で使用する教科書として、生徒が在籍する当該学年の各種目ごとに採択された教科書を、生徒の実態に合わせて使用することに決定いたします。

以上をもちまして、13種目の教科書と特別支援学級が使用する教科書の採択についての審議を終了いたします。

~~~~~

○中井委員長：長時間にわたる審議、お疲れさまでした。本日の案件は以上ですが、ほかに何か連絡事項等ございませんか。

○村田委員：中学校で武道が必修になることで、何か計画等ありますか。

○西井課長：現在でも、必修ではないものの武道の授業を行っている学校がありますし、県教委に照会をかけたところ、必修といっても時間数が5時間から10時間程度と聞いておりますので、現状の体制で対応可能と考えております。

○中井委員長：ほかに何かございませんか。

○峯島課長：新型インフルエンザの件で、ご報告いたします。

8月26日に県教委から方針が出まして、27日には説明会がありました。内容については、本日付けで、学校長へも通知しております。

具体的には、新聞報道等でも出ておりますが、同一学級において7日以内に3人以上の患者が出た場合、5日間の学級閉鎖となり、同一学年で複数の学級が閉鎖された場合は5日間の学年閉鎖となります。また、複数の学年で閉鎖があった場合は、5日間の休校措置をとることになります。

また、2学期以降の対応でこれまでと変更になった点は、家族に患者が確認された場合も、朝夕の体温測定で要症状が認められなければ、登校してよいとなっております。

なお、夏休みの間も患者の確認はできておりますが、今のところ爆発的に感染が広がっているということはありません。

○大津輪部長：校園の閉鎖についてですが、幼稚園の場合はバスで通園をされているお子さんがいらっしゃいますので、年齢も低いですし、学級として対応するのか、もしくは園として対応するのか、状況に応じて考えてまいります。

○早川教育長：昨日、市の健康危機対策本部の会議があり、市の今後の対応について話し合ったところですが、教育委員会としては、基本的に県教委からの方針に沿って対応していきたいと考えております。

しかし、2学期が始まりますと体育祭や修学旅行等、多くの行事が予定されておりますし、学級閉鎖や休校措置をしたことで、授業数に深刻な影響が出てくることも考えられ、学校長も非常に難しい判断を求められることがあると思います。また、状況によっては、急に市の健康危機対策本部会議が開催されることも考えられ、市教委としても臨機応変な対応が求められます。その場合、本来でしたら、臨時会議を開き皆様に諮って市教委の方針や対応を決めるべきですが、会議を召集するいとまがないこともあり得ますので、電話等でご連絡し、ご意見も伺いながら決めさせていただきますので、ある程度私に一任をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○中井委員長：教育長のただ今の申し出について、了承ということでよろしいでしょうか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よろしくをお願いします。

ほかに、何かございますか。

○西井課長：学力テストの結果についてですが、詳細な分析についてはこれからですが、偏差値の数値に少々上下に幅があるものの、概ね昨年と同様の数値と傾向を示しております。この3年間、ほぼ同じと言っていいと思われますので、取り急ぎ簡単にご報告させていただきます。

○中井委員長：わかりました。データについてはあまり公にできないことも多いと思い

ますが、今後に生かすためにも分析し、また詳細が分かりましたら、別途知らせてください。

ほかにございませんか。

○峯島課長：夏休み中の部活動について、一覧表にまとめております。吹奏楽や体育系の各部で、それぞれ予選を勝ち抜き、県大会や全国大会に進んでいる子どもたちもおりますので、ご覧ください。

○平本委員：全国大会等に出場する場合、費用の面で補助は出るのですか。

○峯島課長：全国レベルの大会に出場する場合、1校あたり上限は100万と決まっておりますが、保護者の負担軽減のため、旅費と宿泊費の3分の2を補助しております。

○中井委員長：全国大会に出るまでには、予選を勝ち抜かねばなりませんし、日頃から練習を重ね、様々な費用がかかっていると思いますので、補助がでるのはありがたいことだと思います。

充実した学校生活を送ることは、子どもたちの健全育成につながりますし、これからの人生を豊かにすると思いますので、出来る範囲でかまいませんので、これからもよろしくお願いします。

それでは、本日はこれにて閉会します。

~~~~~

午後4時 閉会